

平成27年 No.32

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則

改正理由

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 3 月 23 日 学長選考会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第17号

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程（平成16年規程第34号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成27年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年細則第7号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則（平成19年細則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第 1 条 （省略） （審議事項） 第 2 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。 （1）学長の任期，選考基準及び選考手続に関すること。 （2）学長の選考に関すること。 （3）学長の解任に関すること。 （4）<u>選考した学長の業務執行の状況についての確認に関すること。</u> （5）その他学長の選考等に関し必要な事項 第 3 条～第 8 条 （省略）	（趣旨） 第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成 16 年規程第 31 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （審議事項） 第 2 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。 （1）学長の任期，選考基準及び選考手続に関すること。 （2）学長の選考に関すること。 （3）学長の解任に関すること。 （4）その他学長の選考等に関し必要な事項 （組織） 第 3 条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。 （1）経営協議会において選出された経営協議会の学外委員 4 名 （2）教育研究評議会において選出された教育研究評議会の評議員（学長及び理事を除く。） 4 名 （3）選考会議が定めるところによる理事 3 名 （任期） 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （議長等） 第 5 条 選考会議に議長及び副議長を置き、議長は委員の互選により定め、副議長は、議長が指名する。 2 議長は、選考会議を主宰する。 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 （議事） 第 6 条 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考会議の庶務は、総務部人事課が処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議の議事手続その他選考会議について必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 案	現 行
第 1 条～第 2 条 （省略） （選考基準） 第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、<u>東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）第 1 条に掲げる目的を達成するための教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考会議が学長の選考を行うに当たりその都度定める基準により選考する。</u> 第 4 条 （省略） （選考方法） 第 5 条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) （省略） <u>(2) 選考会議は、第 1 次候補者に、本学の職員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</u>	（趣旨） 第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成 16 年規程第 31 号。以下「役員規程」という。）第 4 条の規定に基づき、学長の選考手続及び任期等について必要な事項を定めるものとする。 （選考機関） 第 2 条 学長の選考は、役員規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの規程により行う。 （選考基準） 第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、<u>本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。</u> （選考事由） 第 4 条 選考会議は、次の各号の 1 に該当する場合に、学長の選考を行う。 (1) 学長の任期が満了するとき。 (2) 学長が辞任を申し出たとき。 (3) 学長が欠員となったとき。 (4) 学長が解任されたとき。 2 学長の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、原則として当該事由の生じたときから 1 月以内に行う。 （選考方法） 第 5 条 学長の選考は、次に掲げる手続及び方法により行う。 (1) 選考会議は、原則として複数人の候補者（以下「第 1 次候補者」という。）を選考するとともに、候補者の氏名を公示する。

(3) 選考会議は、別に定める学長選考意向投票管理委員会（以下「意向投票管理委員会」という。）に対し、選考した第1次候補者の氏名、経歴及び所信表明書を通知し、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施を依頼する。

(4) 意向投票管理委員会は、前号の依頼を受け、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による意向投票を実施し、その結果を選考会議に報告する。この場合において、第1次候補者が1人のみの場合についても、意向投票を行うものとする。

(5) 選考会議は、第1次候補者に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施するものとする。

(6) 選考会議は、第4号の意向投票の結果及び第5号のヒアリングを参考に、第3条に定める基準により学長最終候補者を選考する。

2 (省略)

3 選考会議は、第1項第6号に規定する学長最終候補者を選考するに当たり、本人の同意を得なければならない。

第6条～第10条 (省略)

(2) 選考会議は、別に定める学長選考意向投票管理委員会（以下「意向投票管理委員会」という。）に対し、選考した第1次候補者の氏名、経歴及び所信表明書を通知し、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施を依頼する。

(3) 意向投票管理委員会は、前号の依頼を受け、本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。以下同じ。）による意向投票を実施し、その結果を選考会議に報告する。この場合において、第1次候補者が1人のみの場合についても、意向投票を行うものとする。

(4) 選考会議は、前号の意向投票の結果を参考に、学長最終候補者を選考する。

2 選考会議は、第1次候補者の選考に当たり、本人の同意を得なければならない。

3 選考会議は、第1項第4号に規定する学長最終候補者を選考するに当たり、本人の同意を得なければならない。

(意向投票有資格者)

第6条 意向投票有資格者は、投票日に在職する本学の常勤の職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者、育児休業中の者、停職中の者及び海外渡航中の者は、意向投票有資格者となることができない。

(意向投票)

第7条 意向投票は、前条に規定する意向投票有資格者による単記無記名投票により行う。

2 意向投票は、期日前投票を認める。

(選考会議への報告及び公示)

第8条 意向投票管理委員会は、意向投票の結果について、直ちに選考会議に報告するとともに、公示しなければならない。

(任期)

第9条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(学長解任の申出)

第10条 選考会議による学長解任の申出については、別に定める。

<u>(選考した学長の業務執行状況の確認)</u> <u>第10条の2 選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、監事の意見等を参酌し、確認を行うものとする。</u> 第11条～第12条 (省略) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u>	(補則) 第11条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則及び意向投票の実施等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。 (改廃) 第12条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。
--	--

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 案	現 行
第 1 条 （省略） （学長選考実施の公示及び公表） 第 2 条 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、学長選考等規程第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長選考の実施に関する事項を決定し、公示しなければならない。 <u>2 選考会議は、前項の公示によるほか、学長の選考の手続き及び基準をホームページにより公表しなければならない。</u> 第 3 条～第 4 条 （省略）	（趣旨） 第 1 条 この細則は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成 16 年規程第 50 号。以下「学長選考等規程」という。）第 11 条の規定に基づき、学長選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （学長選考実施の公示） 第 2 条 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、学長選考等規程第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長選考の実施に関する事項を決定し、公示しなければならない。 （学長候補者の推薦） 第 3 条 学長選考等規程第 5 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 次候補者の選考は、次の各号に定める者のうちから行う。 （1） 選考会議委員から推薦された者 （2） 本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。）20 人以上の連署により推薦された者 （3） その他選考会議が認めた者 2 前項の推薦は、本人の同意を得た上で、第 1 号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第 1）に履歴書（様式第 3）及び所信表明書（様式第 4）を、第 2 号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第 2）に履歴書（様式第 3）及び所信表明書（様式第 4）を添えて選考会議に提出して行う。 3 第 1 項第 3 号に規定するものについては、選考会議が、本人の同意を得た上で、履歴書（様式第 3）を作成する。 4 第 1 項第 2 号に規定する推薦に当たって、職員は、複数の学長候補者の推薦者になることはできない。 5 推薦の手続等に関し必要な事項は、選考会議が別に定めるとともに、公示しなければならない。 （選考会議委員の交代）

(学長最終候補者の公示及び公表)

第5条 選考会議は、学長選考等規程第5条第3項に規定する本人の同意を確認したときは、学長最終候補者の氏名、選考理由及び選考過程を速やかに学長に報告するとともに、公示しなければならない。

2 選考会議は、前項の公示によるほか、学長最終候補者の氏名、選考理由及び選考過程をホームページ等により公表しなければならない。

第6条～第7条 (省略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第4条 選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程(平成16年規程第34号。以下「学長選考会議規程」という。)第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。

2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第4号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。

3 前項の委員の交代は、学長選考会議規程第3条に規定する当該委員の選出された組織ごとに、あらかじめ定められた順位に基づいて行うものとする。この場合において、交代する委員の人数は、選出された当該組織ごとにおける委員以外の人数を超えないものとする。

(学長最終候補者の公示)

第5条 選考会議は、学長選考等規程第5条第3項に規定する本人の同意を確認したときは、その旨を速やかに学長に報告するとともに、公示しなければならない。

(再選考)

第6条 学長最終候補者が学長就任を辞退したとき又は学長に就任することができなくなったときは、選考会議は、速やかにその旨を公示するとともに、学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する第1次候補者のうちから、学長最終候補者の再選考を行う。

2 選考会議は、前項による再選考を行うことが困難であると判断した場合は、再選考の方法を審議するものとする。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、学長選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が定める。